

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字落合字宮下、字松葉地内にある畑1筆、田5筆、面積2,448㎡でございます。</p> <p>農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、シイタケを中心に作付けしております。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画では蕎麦、じゃがいも、ピーマン、カボチャなどを作付けするということです。</p> <p>通作については、取締役のひとりである農場長が市内に在住であり、当該農地まで約10分であることから通作にはまったく問題ないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p>

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。
農地所有適格法人とは、一定の要件を満たすことで法人でも農地を取得することができる法人のことです。

譲受人については、農地所有適格法人の4つの要件をすべて満たしております。

続きまして「第2条の規定による農地所有適格法人の要件について」をご説明いたします。

1つ目、登記簿により、法人の主たる目的が農林水産省令で定めるものと確認しております。

2つ目、議決権の過半が次にあげるいずれかであるかについては、株主でもある申請者が「ホ」に該当します。

3つ目、その法人の常時従事者たる構成員の過半が次の条件を満たすかですが、「株式会社にあつては取締役の数の過半を占めていること」に該当することを登記簿により確認しております。

4つ目、次のいずれかの条件を満たして営農に常時従事することですが、「株主であり取締役である申請者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に60日以上従事すると認められるもの」に該当することを管理日報により確認しております。

以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものです。

譲受人は、比企郡川島町大字伊草に所在地をおく法人で、川島町から認定農業者として認定されている法人になります。

譲受人は、現在、川島町にて、きのご類を含む農作物の生産、加工、販売及び輸出入を行っております。また、シイタケについては、農業用コンテナを用いた菌床栽培を行なっています。

また、譲受人は令和3年度から飯能市大字阿須地内の農地を利用権設定し、ジャガイモを中心とした露地野菜の栽培をしております。

今回、譲受人からは、大字落合地区にて蕎麦、じゃがいも、ピーマン、カボチャなどの作付計画が提出されています。

所有する農地はございません。

また、通作に関しては、取締役の一人である農場長が飯能市内に在住であり、当該農地まで約10分、また、川島町からでも自動車での移動時間は60分以内であり、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年7月2日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、トラクター1台、種蒔き機1台、クローラー運搬機1台を所有しており、その他の必要な農機具を

所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番

譲渡人と譲受人の方が同名ですが、理由についておしえてください。

事務局

個人から法人への所有権移転ということです。

6番

先日、農地法第3条の許可の審査において必要と判断した為、農業委員会委員4名、推進委員4名で経営農地における取組等のヒアリングを実施しましたので、報告させていただきます。この法人の代表取締役の方は、もともと飯能市出身の方です。現地では譲受人から営農計画など、大変、熱意のこもったお話を聞くことが出来ました。農業経営に対する心構えや意欲など、しっかりと持っておられるなど感じました。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2について、審議を行います。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、7月20日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字竹原地内でございます。</p> <p>始めに整理番号3-2について、農地の現況ですが、茶畑と畑に区分されておりましたが、いずれも保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地についてはございません。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではピーマン、ホウレンソウ、ジャガイモなどの露地野菜のほか、ハーブ、茶などを作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p>

次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の東側は議案第1号の整理番号3-2の申請地となっており、北側は市道となっていることから、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在東京都杉並区に在住している会社役員です。農作業は約7年の経験があり、今後、申請地の隣接地に住宅を新築し、移住後に妻と娘、知人の手伝いを得ながら自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、今回、ピーマン、ホウレンソウ、ジャガイモなどの露地野菜のほか、ハーブ、茶などの作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっております。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都杉並区の賃貸住宅に居住し、アウトドアメディアに関わる会社の役員をされています。

申請人はかねてより、豊かな自然環境の中で、農業を営みながらの生活を求めて適地を探していたところ、飯能市が「農のある暮らし」の制度を実施していることを知り、現地見学をしましたが、その際、南高麗地区には一定規模の農地を確保できる場所がなかったことから、名栗地区で申請をするものです。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、土地造成費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、吉田彰宏推進委員から何か意見等預かっていますか。

4番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございます

議長	<p>か。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上畑字中堂地内にある畑2筆518㎡です。 農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の北側の土地は、すでに農地転用されており、南側は県道となっています。 したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p>

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都練馬区の賃貸住宅にて夫婦2名で生活しております。

申請人は、以前から夫婦共に登山やキャンプなどのアウトドアが趣味で、たびたび飯能市を訪れており、豊かな自然環境のなかで家庭菜園をしながら生活していきたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。今回申請の土地は平坦で家庭菜園を行うには十分な広さもあり、自分の思い描く生活スタイルと合致しているということです。

飯能住まい制度としては38件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないこと

はないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。

また、内野博司推進委員からも同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字中堂地内にある畑4筆409㎡です。

農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の北側は畑ですが、譲渡人の農地ですので、特段の問題はないと考えます。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は現在、志木市の賃貸住宅にて妻子とともに3人で生活しております。

住みかえの候補地として、自然豊かで家庭菜園ができる広さの土地であること、また、通勤先の東京都港区に通いやすいところが無いかと、候補地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては39件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。

また、内野博司推進委員からも同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定に

よる許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	<p data-bbox="499 286 649 320">【全員挙手】</p> <p data-bbox="483 383 1246 416">全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p data-bbox="454 432 1428 555">続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	<p data-bbox="499 613 707 647">【なしの声あり】</p> <p data-bbox="483 707 1316 786">なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p data-bbox="499 848 924 882">【付議案件4「その他」に記載】</p> <p data-bbox="454 943 1428 1021">以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。